

総合計画実施計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化について (案)

1. 背景

- まち・ひと・しごと創生法により、まち・ひと・しごと創生総合戦略 (以下、「地方創生総合戦略」) の策定が努力義務として位置づけ
- ただし、国の地方創生に関する支援を受けるためには、当該事業が地方創生総合戦略に位置づけられている必要がある
- 28 年 2 月に地方創生総合戦略を策定した際には、実施計画の中から地方創生に資する事業を抽出し、地方創生の観点から体系化 (実施計画事業の一部が地方創生総合戦略事業)

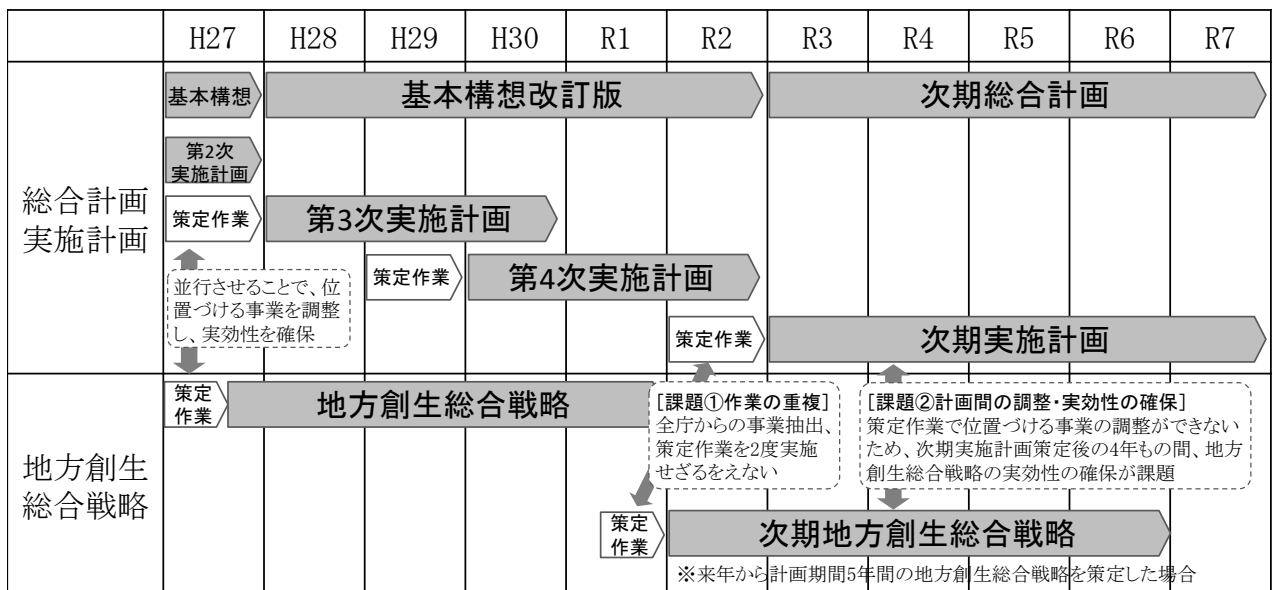
2. これまでの方法を踏襲した場合の課題

[課題① 作業の重複]

- 次期地方創生総合戦略策定と実施計画は内容が重複している部分が少なからずあり、全庁からの作業の抽出、計画図書のとりまとめ、策定等で共通する作業が多い。別々に策定する場合には、それらの作業を別に行なうこととなり、業務量が増大

[課題② 計画間の調整・実効性の確保]

- 次期地方創生総合戦略策定後の 1 年後には次期実施計画が策定される。事業費調整により総合戦略に位置づけた事業が実施計画で位置づけられない場合には、現在の厳しい財政状況を考えると次期地方創生総合戦略は残りの 4 年間の実効性の確保が課題となる



次期地方創生総合戦略を来年度を始期とする場合の総合計画と地方創生総合戦略との関係と課題

3. 実施計画と地方創生総合戦略の一体化

(1) 計画期間の一体化

- 実施計画と地方創生総合戦略の計画期間を同一の期間とし、策定作業を一体化することにより、実施計画と整合性の取れた地方創生総合戦略とすることが可能

- 実施計画と計画期間を一体化するため、現行の地方創生総合戦略の計画期間を1年延伸し、令和2年度末までの計画改訂を実施

(2) 計画内容の一体化

- 計画を別に策定することに伴う、策定作業、進行管理作業が別に発生することを解消するため、実施計画に地方創生総合戦略を包含させることとし、業務量を圧縮
- 次期実施計画では特に戦略的に進める取組みを、重点戦略として位置づけることを予定しているが、重点戦略抽出の視点に地方創生に資するものを追加

4. 次期実施計画の主な変更点（地方創生総合戦略との一体化に伴うもののみ）

- 計画の位置づけ部分で、総合計画の実施計画であることに加え、地方創生総合戦略としての性格を有していることを記入
 - 地方創生総合戦略は国、県の地方創生総合戦略を踏まえることとなっているため、国、県の地方創生総合戦略の内容をまとめたページを1～2ページ追加
- ※上記は実施計画と地方創生総合戦略の一体化に伴う主な変更点であり、一体化とは別の視点から実施計画の内容をこれまでと異なるものにする可能性あり

5. 地方創生総合戦略の期間延伸の計画改訂

- 次期実施計画と地方創生総合戦略を一体化するため、現行の地方創生総合戦略の計画期間を1年延伸
- 計画期間の延伸に伴う主な改訂事項は次のとおり
 - ・ 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定」(P2)の計画期間を修正
 - ・ 「第6章 総合戦略の推進・検証と改善の方針」(P46)の総合戦略の見直しの考え方を修正
 - ・ 計画期間の最終年度である令和元年度となっているKPIが多くあるが、令和元年度末までの事業に対するKPIとし、期間延伸に伴うKPIの延伸は実施しない

6. スケジュール

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
総合計画 実施計画	基本構想	基本構想改訂版					次期総合計画					
	第2次 実施計画											
	策定作業	第3次実施計画				第4次実施計画						
			策定作業	第4次実施計画								
地方創生 総合戦略	策定 作業	地方創生総合戦略				策定 作業	次期実施計画 (地方創生総合戦略を含む)					
					計画 改訂	地方創生 総合戦略						